

千葉市アフタースクール事業 運營業務委託 募集要項

1 趣 旨

本市では、「千葉市放課後子どもプラン（第2期）」に基づき、希望する全ての児童に「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動」を提供するため、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に運営する「千葉市アフタースクール事業」の導入を進めています。

令和5年度時点においては、市内108の小学校のうち34校に展開しており、令和6年4月から、新たに10校で新規開設することとしています。

この度、令和6年4月から新規開設する10校に加え、期間の満了に伴ない契約を更新する6校の運営事業者を募集します。

本事業の実施に当たっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を生かした運営が求められることから、プロポーザル方式により、民間事業者等から広く提案を募集し、総合的な技量を適正に審査した上で、最も適した提案をした者に業務を委託することとします。

2 事業の概要

千葉市アフタースクール事業（以下「本事業」という。）は、児童福祉法第34条の8に基づく「放課後児童健全育成事業」と文部科学省が推進する「放課後子ども教室」を一体的に運営し、希望する全ての児童に「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供する事業です。

（1）実施場所

ア 朝日ケ丘小学校	（花見川区朝日ケ丘2-6-1）
イ あやめ台小学校	（稲毛区園生町446-1）
ウ 大宮小学校	（若葉区大宮台7-8-1）
エ 千城台わかば小学校	（若葉区千城台北1-4-1）
オ 千城台みらい小学校	（若葉区千城台東3-18-1）
カ 真砂第五小学校	（美浜区真砂1-12-15）
キ 生浜西小学校	（中央区塩田町316-1）
ク 横戸小学校	（花見川区横戸町1005）
ケ 花島小学校	（花見川区花見川8-1）
コ 瑞穂小学校	（花見川区瑞穂1-2）
サ 緑町小学校	（稲毛区緑町2-13-1）
シ 若松小学校	（若葉区若松町360-1）
ス 白井小学校	（若葉区野呂町215）
セ 椎名小学校	（緑区茂呂町582）
ソ あすみが丘小学校	（緑区あすみが丘6-2）
タ 高洲小学校	（美浜区高洲2-2-20）

※ア～カの6か所は契約更新の施設、キ～タの10か所は新規開設の施設です。

※ク及びケは一括とし、その他は実施場所ごとに事業者を募集します。

※応募校数に制限はありませんが、安定した履行を確保するため、同一事業者が受託できる

学校は5校までとします。ただし、契約更新校を現受託者が引き続き受託する場合は、この校数に含めません。

※ク及びケは、募集は一括で行いますが、2校の受託として取扱います。

※6校以上で評価第1位となった場合の取扱いは、8の（5）でご確認ください。

（2）昼間の部

希望する全児童を対象に、安全・安心な居場所及び多様な体験・活動のためのプログラムを提供します。

対象	・小学校1年生から6年生までの希望する全ての児童（原則として実施校に在籍する者に限る）
定員	・児童の定員は設けない
活動内容	・児童の発達段階に応じた遊び及び生活 ・多様な体験・活動（「体験プログラム」及び「継続プログラム」）
運営日	・月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く。
運営時間	・授業のある日 : 授業終了後 ～ 午後5時 ・授業のない日（土曜日及び学校休業日）：午前8時 ～ 午後5時
利用料金	・3,500円/月（7月は4,000円/月、8月は5,500円/月） ※利用料は市が徴収し、市の歳入となる。
利用登録等	・受託者が利用登録の書類等を受け付け、委託者が確認・審査する。

（3）夜間の部

就労等により、保護者が午後5時以降に家庭にいない児童を対象に、安全・安心な居場所を提供します。

対象	・小学校1年生から6年生までの児童（原則として実施校に在籍する者に限る）のうち、就労等により、保護者が午後5時以降に家庭にいない児童
定員	・仕様書別紙1に記載のとおり
活動内容	・児童の発達段階に応じた遊び及び生活
運営日	・月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く。
運営時間	・午後5時 ～ 午後7時
利用料金	・5,000円/月 ※利用料は市が徴収し、市の歳入となる。 ※別途、おやつ代2,000円/月を受託者が実費徴収する。
利用登録等	・受託者が利用登録の書類等を受け付け、委託者が確認・審査する。

3 委託内容

別紙「千葉市アフタースクール事業 運営業務委託 仕様書」のとおり

4 応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。
なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権を取り消します。

【資格要件】

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

(イ) 当該業務の企画提案書提出期限日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの。

(エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていないもの。

(オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者

(カ) 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

(キ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(ク) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(ケ) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（平成 29 年 5 月 23 日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者

イ 当該団体又は役員等が、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

ウ 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

5 選定スケジュール（予定）

日 程		項 目		
令和 5 年	7 月	26 日（水）	募集要項の配付、募集開始	
	8 月	3 日（木）	募集要項等に関する説明会	
		3 日（木）～9 日（水）		質問受付
		17 日（木）		質問回答ホームページ掲載（予定）
		9 月	6 日（水）	応募書類受付期限
	9 月	中旬		プレゼンテーション及びヒアリング
		下旬		選考結果の通知
		10 月	上旬	運営業務委託契約の締結

6 募集要項等に関する説明会について

募集要項等に関する説明会を以下のとおり行います。(現地見学会は行いません。)

- ・実施日時 令和5年8月3日(木) 10時00分から11時30分まで
- ・場所 千葉市役所本庁舎 高層棟5階 L会議室501
- ・参加人数 各団体2名以内とします。
- ・参加申込 8月2日(水) 12時00分までに出席する旨を、「説明会参加申込書(様式第1号)」により、問合せ先までEメール、又はFAXにてお申し込みください。
- ・その他 説明会会場での「募集要項等」の配布は行いませんので、必ず持参してください。

7 質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

- ・受付期間 令和5年8月3日(木) から8月9日(水) まで
- ・提出方法 「質問書(様式第2号)」により、問合せ先までEメール、又はFAXにて提出してください。
- ・回答方法 以下の時期に本市ホームページに回答を掲載します。
令和5年8月17日(木) 頃

8 応募書類の受付・選定方法

(1) 受付期限 令和5年9月6日(水) 午後5時まで

(2) 提出場所 〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市教育委員会 生涯学習振興課(千葉市役所本庁舎 高層棟7階)

(3) 提出方法 持参または郵送
※郵送の場合は受付期限までに必着

(4) 提出書類(提出部数:カのみ:6部、カ以外の書類:各1部(複数の学校に応募する場合でも指定の部数で結構です。))

ア 参加申請書兼誓約書(様式第3号)

イ 法人又は団体の概要書(様式第4号)

ウ 登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)

エ 印鑑証明書(発行後3か月以内のものに限る。)

オ 納税証明書

a 千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者

・千葉市税の滞納無証明書

・法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明書(税務署発行の納税証明書その3の3)

b 上記以外の者

・法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明書(税務署発行の

納税証明書その3の3)

カ 提案書 (様式第5号)

※複数の学校に応募する場合は、一部の項目について学校ごとに記入すること。

※審査のため、団体名やロゴマーク等の申請者が特定できる情報を掲載しないこと。

キ 見積書 (様式第6号)

※複数の学校に応募する場合は、学校ごとに別葉にして見積もること。

※委託契約には提案書記載事項が含まれますので、その履行も踏まえた額を算出して下さい。

(5) 選定方法

応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを事務局で確認のうえ、別途要綱に基づき設置している千葉県アフタースクール運営業務委託公募プロポーザル選考委員会 (以下「選考委員会」という。) が、選考基準に基づき審査を実施します。

審査は、提案書並びに下記のとおり実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、各委員が行い、学校ごとに合計点数が高い提案者から順位を決定します。

なお、安定した履行を確保するため、同一事業者が受託できる学校は5校までとします。ただし、契約更新校を現受託者が引き続き受託する場合は、この校数に含めません。

同一事業者が6校以上で第1位となった場合、当該事業者は、参加申請書兼誓約書に記載した希望順位上位5校の最優秀提案者となり、それ以外の学校については、次点者が最優秀提案者となります。ただし、次点者がいないときや希望順位上位5校目が一括募集校であったときは、6校以上で最優秀提案者となる場合があります。

- ・実施日時 令和5年9月中旬を予定 (追ってお知らせします)
- ・実施場所 未定 (追ってお知らせします)
- ・実施内容 提出済みの提案書に沿って提案内容のプレゼンテーションを行うこと。
なお、提出済みの書類以外を用いたプレゼンテーションは原則禁止とする。
一応募者あたりの説明時間は15分以内とし、その後ヒアリング (30分程度) を受ける。
※一応募者が複数の実施場所について応募を行う場合についても、プレゼンテーションは一度の実施になります。なお、提案者多数の場合には説明時間及びヒアリングの時間が短縮される場合があります。

【選考基準】

選考に係る評価項目、基準、配点 (110点満点) は次のとおりとします。

なお、提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

評価項目及び選考基準		配点
1	業務実施の基本方針	10点
	団体の経営理念及び応募目的並びに本事業に対する理解	5点
	本事業と同種又は類似の業務の実績	5点
2	居場所の提供	15点

	放課後児童健全育成事業に係る法令等を踏まえた「安全・安心な居場所」に対する考え方	5点
	放課後児童健全育成事業の趣旨を踏まえた居場所の提供に係る具体的な取組み	5点
	事故・怪我、緊急時、非常災害及び感染症への対応	5点
3	特別な配慮を要する児童等への対応	10点
	特別な配慮を要する児童への対応（障害のある児童、児童虐待、いじめ、食物アレルギー）	10点
4	体験プログラムの提供	10点
	多様な体験・活動の機会を提供することの意義に対する理解と目標設定	5点
	具体的なプログラムの内容	5点
5	継続プログラムの提供	10点
	継続的な学びの機会を提供することの意義に対する理解と目標設定	5点
	具体的なプログラムの内容	5点
6	団体本部における体制	10点
	本事業の円滑な運営に必要な団体本部における体制、役割分担	5点
	受託施設における運営の質の確保・向上、職員の資質向上	5点
7	受託施設における体制	20点
	本事業の円滑な運営に必要な受託施設における体制、役割分担	5点
	職員配置及びシフト編成	5点
	職員の確保及び不測の事態による職員不足への対応	5点
	子どもルームに勤務している支援員等が当該アフタースクールへの勤務を希望する場合の配慮	5点
8	保護者との連絡・情報共有及びニーズの把握・反映等	10点
	生活・活動の様子の保護者との情報共有、連絡ツールの活用	5点
	保護者からの相談・要望・苦情への対応、ニーズの把握・反映	5点
9	小学校ごとの特性を踏まえた運営（応募する小学校ごとに作成）	15点
	小学校の特性に対する理解	5点
	小学校の特性を踏まえた施設運営の工夫やアイデア	5点
	地域との関係性の構築、地域人材の参画	5点

（6）選考結果の通知

選考終了後、全ての応募者（共同事業体等にあつては、代表団体）に対して速やかに選考結果を文書により通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

選考結果の通知後、第1位の提案者と業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めません。

9 委託期間

令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※受託者は、契約日から令和6年3月31日までの間、業務の引継ぎや保護者説明会等の開設に向けた準備を行うこととします。なお、開設準備に要する経費は、受託者が負担することとします。

10 業務委託料

①業務委託料の全体の上限額、うち②体験プログラムの提供に係る経費の上限額、③居場所事業の提供に係る経費の上限額はそれぞれ以下のとおりです。

なお、以下の金額は消費税及び地方消費税を含みません。

ア 朝日ヶ丘小学校	① 86,100,846 円 (内訳	② 8,653,128 円	③ 77,447,718 円)
イ あやめ台小学校	① 66,870,270 円 (内訳	② 8,356,128 円	③ 58,514,142 円)
ウ 大宮小学校	① 66,783,810 円 (内訳	② 8,323,128 円	③ 58,460,682 円)
エ 千城台わかば小学校	①101,308,377 円 (内訳	② 9,682,728 円	③ 91,625,649 円)
オ 千城台みらい小学校	① 67,272,210 円 (内訳	② 8,455,128 円	③ 58,817,082 円)
カ 真砂第五小学校	① 59,485,296 円 (内訳	② 8,158,128 円	③ 51,327,168 円)
キ 生浜西小学校	①115,154,586 円 (内訳	② 9,847,728 円	③105,306,858 円)
ク 横戸小学校	① 59,093,916 円 (内訳	② 8,092,128 円	③ 51,001,788 円)
ケ 花島小学校	① 59,693,856 円 (内訳	② 8,224,128 円	③ 51,469,728 円)
コ 瑞穂小学校	① 66,923,730 円 (内訳	② 8,356,128 円	③ 58,567,602 円)
サ 緑町小学校	①141,508,116 円 (内訳	②10,276,728 円	③131,231,388 円)
シ 若松小学校	①143,666,463 円 (内訳	②10,375,728 円	③133,290,735 円)
ス 白井小学校	① 58,953,996 円 (内訳	② 8,059,128 円	③ 50,894,868 円)
セ 椎名小学校	① 66,801,630 円 (内訳	② 8,323,128 円	③ 58,478,502 円)
ソ あすみが丘小学校	①151,104,900 円 (内訳	②10,573,728 円	③140,531,172 円)
タ 高洲小学校	① 86,029,566 円 (内訳	② 8,653,128 円	③ 77,376,438 円)

※「コロナ克服・新時代のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を受けて実施している放課後児童支援員等の賃金を改善するために必要な費用については、委託料に含まれません。当該費用は、別途交付します。

※特別な配慮が必要と認められる児童等が登録した場合の増員に必要な経費も含まれます。

※委託料は原則として月ごとに支払うものとし、ひと月当たりの額は契約額に36分の1を乗じた額とします。

※仕様書記載事項のほか、提案書記載事項の履行も含めた上限額となります。

11 その他留意事項

(1) 提案書類の取扱いについて

- ・提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・提出された参加申請書その他の書類は返却いたしません。
- ・提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- ・選定の公表等で必要な場合、市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「千葉県情報公開条例」等の関連規定に基づ

き公開することがあります。

(2) 重複提案について

1 団体 1 提案とし、複数の提案書を提出することはできません。

(3) 失格について

応募者が以下のいずれかに該当する場合には失格となります。

- ・ 応募資格要件に該当しないことが判明したとき。
- ・ 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- ・ 提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき。
- ・ 見積額が本募集要項で定める業務委託料の上限を上回ったとき。

(4) 応募費用について

提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

(5) 契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の 100 分の 10 以上の額を納めることとします。

ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とします。（該当することを示す資料等を応募者が提示する必要があります。）

12 法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下に例示する他、関係法令及び関係条例等を遵守することとします。

- ・ 地方自治法
- ・ 千葉市行政手続条例（平成 7 年千葉市条例第 40 号）
- ・ 千葉市情報公開条例（平成 12 年千葉市条例第 52 号）
- ・ 千葉市個人情報保護条例（平成 17 年千葉市条例第 5 号）
- ・ 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）

13 問合せ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市教育委員会生涯学習振興課（植田、西迫）

TEL 043-245-5957

FAX 043-245-5992

E-Mail hokago@city.chiba.lg.jp